

教職大学院において実務家教員が果たす役割

－教職大学院での授業の実際を通して－

The Role of Practitioner Teachers in Graduate School of Teacher Education
－ Through the Actual Teaching at the Graduate School of Teacher Education －

前田 利幸

Toshiyuki MAEDA

滋賀大学大学院教育学研究科

<キーワード> 実務経験を通じた具体的事例 現職教員と学部新卒学生 研究者教員との協働

1 はじめに

本学ホームページ「教職大学院が目指す教員像」では「学び・成長し続けるための自己省察力」の中に、「本専攻では、学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性を持つ研究者教員と豊かな実務経験を持つ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を子どもの学びを向上させる視点で高め続けることのできる能力の育成を目指す。」とある。筆者は2022年4月から実務家教員として教職大学院での教員養成に携わっている。研究者教員と共に授業やゼミを担当し、院生が研究者教員から学ぶ学術的な理論と筆者の実務経験を通じた具体的事例等を結びつけ、学校現場での実践に活かせることを目指している。本稿では教職大学院での授業の実際を通して、実務家教員が果たす役割について提示する。

2 実務家教員に求められる役割

実務家教員とは、「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）[1]第5条において「担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員」に含まれる「専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」と定義される。

また、教職大学院における実務家教員の在り方については、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」中央教育審議会答申（2006.7）参考資料[2]で教職大学院制度の在り方を検討した専門職大学院ワーキンググループでとりまとめられたものがある。

そこでは、「実務家教員の在り方・役割」として、

- ①実務経験を通じた具体的事例等を基とした内容を展開することのできる、実務家教員の役割が重要となる。
- ②実務家教員には、事例や事例知識等をコーディネートしていく役割とともに、理論と実践の架橋を体現する者として、研究的省察を行い、リードする役割が求められる。
- ③実務経験を有する実務家教員といわゆる研究者教員と

がともに協働しつつ、全体として実践的内容を意識した教育が展開される必要がある。

としている。

そして「専攻分野における実務の経験」に関しては、「教職大学院における教育は、特に現職教員学生に関しては、一定の実務経験のある者を対象に学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるものである。この観点から鑑みれば、指導にあたる大学教員は実務家として学生に対し適切な指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者である必要がある」としている。

その後、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」中央教育審議会答申（2012.8）[3]では教職大学院の拡充に関して、「実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求めるとしている。

さらに「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議（2013.10）[4]では、「教職大学院の実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有し、優れた教育実践を行ってきた者が求められており」「実務経験と研究能力をあわせ持ち、学校現場全体を客観的、理論的に見通すことができる力を有する実務家教員を、積極的に採用、育成していくことが必要である」としている。

では、具体的にはどのような役割が求められているのであろうか。

佐瀬（2014.5）は、交流人事による実務家教員としてのミッションとして「大学と県（市町村）教育行政・学校現場をつなげる」、即ち「両者の連携・協働の推進」そのものであるとし、柱として①大学内に「現場の風」を吹かせる、②学校現場で「生きる・使える」教員を育成する、③教員採用の実績を高める、④「大学の知見」を学校・教育行政に広める、⑤組織間のつながり強化の環境整備や実務を推進する、等を挙げている。[5]

佐瀬と同じく交流人事で実務家教員として派遣された菊水 (2014, 5) は、実務家教員は教育委員会や学校の組織や機能等を直に知っていることから、研究者教員の専門性と学校現場を結ぶ役割があるとしている。[6]

渡辺 (2013, 3) は、「従来の教員養成教育では手薄になりがちだった、学校現場の課題をより身近に取り入れた実践的な内容を学生に教える担い手」を「実務家教員」と捉え「現場の実践知を学生に伝達する役割を期待されている教員」と言い換えることもできるとしている。[7]

3 教職大学院での授業の実際

筆者が本学大学院で担当する授業は、「学校組織マネジメント研究」「教育法規の理論と実践」「生徒指導・教育相談の理論と実践」「社会的・職業的自立を支援する進路指導とキャリア教育」「滋賀の教育課題と指導方法」「教育政策・教育行政の理論と実践」である。授業の進め方は、90分全部を担当する、90分のうちの一部を担当する、研究者教員が中心となり適宜コメントをする、等どの授業も研究者教員と協働して行っている。事前に研究者教員と打合せをする中で、研究者教員が指導する内容を踏まえて筆者自身の実務経験と結びつけて授業の内容を工夫し、院生が理論を学校現場で活かし実践できるようにした。授業後の院生の振返りを研究者教員と互いに共有している授業もある。研究者教員と実務家教員とが互いに連携・協働しながら指導していくことを大切にした。

今年度春学期に行った授業について述べる。

(1) 「学校組織マネジメント研究」

この授業は、学校経営力開発コースの院生を対象としている。学校経営力開発コースは、現職教員を対象として、学校や地域の教育課題を俯瞰的に把握し解決する課題解決力、学校の組織・カリキュラムを改革できる学校マネジメント力、地域と歩む学校づくりを推進する連携協働力を備えて、地域レベルの学校改善を牽引できるトップリーダー(地域リーダー)を養成するコースである。

授業の目的と概要は、「教職員をエンパワーメントし、地域の願い・ニーズに応える学校組織マネジメントの理論と手法について、基本的事項の獲得を図ると共に応用的実践力を養う。具体的には、学校課題に基づくビジョンの構築、学校内外の組織化(組織開発)、評価と改善の方法について、演習・事例研究を交えて理解を深める。」である。講義と演習を交えて最終的には「学校改善チャート」を作成して発表する。

事前に研究者教員との打合せで15回の授業計画と各授業での役割について確認した。研究者教員の講義が中心となる授業では筆者は実務面のコメント、演習が中心となる授業では適宜助言をした。その際、できるだけ学校現場での具体的な事例を挙げ、授業で学んだ内容が院生自身の経験や実践と結びつくようにした。

15回の授業の中で、筆者が中心となって行ったものをとりあげる。

①「第3回 学校ビジョンの構築①学校組織マネジメントの考え方の基本」

院生は第2回の授業で学校経営論の系譜と学校組織マネジメントについて研究者教員から講義を受け、第4回からの演習の準備に取り組んでいる。そこで第3回では、学校教育目標やビジョン、取組の重点の設定について校長としてどのように取り組んだのか話してほしいと研究者教員から依頼された

そこで、A中学校の校長として年度当初の職員会議で学校経営方針について話した時に使用したものを中心にパワーポイントを作成し、学校教育目標をどのように考えているのか、その具現化をめざしてどのようなことをしていくのか、そのために職員に何を求めるのかを話した。また、院生は演習でSWOT分析をするので、その際に参考となるようA中学校のSWOT分析を作成し示した。

②「第6回 学校組織マネジメントの実践事例」

院生は第3回から第5回の授業で学校ビジョンの構築について演習をしている。そこで第6回では事例研究として筆者がB小学校の校長として取り組んだ実践についてパワーポイントを使って話した。ここでもB小学校のSWOT分析(図1)を示し、各要因をどのように組み合わせるかを考えたのか、学校課題を職員や子ども、保護者や地域とどのように共有して取り組んだのか、写真や実際に話をする際に使用したパワーポイント等を示しながら話した。

	外	内
+	<ul style="list-style-type: none"> ・校区に歴史や文化、自然等子どもの学びに使える資源が多い。 ・保護者や地域が非常に協力的である。 ・地域の学校に対する期待が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長い歴史の中で定着した取組がある。 ・空き教室があり様々な活動に有効活用することが可能。 ・教員の年齢構成のバランスが良い。 ・決められたことや言われたことは真面目に取り組む。 ・明るく活発。素直で人なつっこい。
-	<ul style="list-style-type: none"> ・ドーナツ化現象で児童数が減少している。 ・3世代家族が他校区に比べ多いが、複雑な事情を持つ家庭も少なくない。 ・地域行事に参加する機会が多く教員の負担感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員1人あたりの分量が多い。 ・大きな生徒指導事案がほとんどないため危機感が薄い。 ・粘り強さに欠け自分から進んでしようとする力が弱い。 ・自己中心的な言動がある。 ・中学校へ進学後不登校傾向になる子どもの比率が高い。

図1 B小学校のSWOT分析

③「第7回 学校内外の組織化①(校務分掌の機能化と組織開発)」

第7回からは学校のミッション・ビジョンを達成するための学校内外の組織化についてとりあげた。第7回は「校務分掌の機能化と組織開発」について筆者が講義をした。院生に「現任校は組織になっているのか」と問いかけ、どのような組織化をめざすのかを考えさせることから始めた。その後、中央教育審議会作業部会の審議のまとめ[8]を資料として、校務分掌を学校の組織体制の整備という視点で考えさせた。校長として勤務したA中学校とB小学校の校務分掌を例として挙げ、校長

として校務分掌をどのように組織力の向上につなげたか、人材育成の視点からも話した。

④「第9回 学校内外の組織化②（学校と家庭・地域の協働構築）」

第9回は「学校と家庭・地域の協働構築」について筆者が講義をした。導入として、県教育委員会事務局教職員課で人事主事として学校訪問をした際、学校の統廃合を目の当たりにし、市教育長から話を聴いて、地域の人々の学校への思いや願いについて改めて考えた経験話を話した。その後、中央教育審議会答申[9]を資料として、学校と地域の連携・協働の必要性や「社会に開かれた教育課程」の実現について話し、具体的な取組として、県教育委員会生涯学習課の事業[10]とA中学校での実践を取り上げ説明した。A中学校での実践では、地域との連携を進めるためにどのように地域コーディネーターを活用したのか具体的な事例を挙げながら話した。

⑤「第10回 学校内外の組織化③（学校の予算・財務のマネジメント）」

第10回は「学校の予算・財務のマネジメント」について筆者が講義をした。導入として、今までに経験した会計事務や基本実習で事務職員と話して気づいたことを院生に問いかけた。その後、市の予算はどうなっているのか筆者が勤務した経験のあるC市を例に取り上げ、どのように市の予算が決められていくのか、校長として学校教育目標達成のために、課題解決のために学校予算をどのようにマネジメントするのかを具体的に話した。また、学校のマネジメント機能の強化のためには事務体制の強化が欠かせないことから、中央教育審議会答申[11]や滋賀県公立小中学校事務研究協議会研究部が作成した表[12]を資料として、事務の共同実施組織について説明した。

⑥「第12回 評価・検証を通じた継続的な学校改善②」

院生は第11回の授業で学校組織マネジメントを機能させるための学校評価の手法について研究者教員から講義を受けている。第12回ではスクールリーダーの学校評価実践事例として筆者がA中学校とB小学校の校長として取り組んだ実践についてパワーポイントを使って話した。実際にA中学校の学校評価書[13]や今年度改定されたC市教育委員会の学校評価書を資料として、学校評価をどのように学校づくりに活かしていくのか具体的に話した。

(2)「教育法規の理論と実践」

この授業は、学校経営力開発コースのコース別選択科目で教育実践力開発コースの院生も受講できる。今年度は学校経営力開発コース6名教育実践力開発コース5名が受講した。

授業の目的と概要は、「学校運営はじめ学校における教育活動は、全て法規や条例をその基盤とする。近年、学校教育において様々な事件が発生し、学校管理下の責

任が問われる状況にある。そこで本講義では、具体的な事案を想定しながら、基本的な教育関連法規の概要、特質、そして個別論点について理解を深めていく。特に、学校における事件・事故・災害等の裁判例等を取り上げ、個々の事例に応じた教育関連法規の適用と解釈の基本的スキルを習得する。これらを通じて、学校運営及び教育活動を健全に進めていく基盤となる法令遵守（コンプライアンス）の精神及び法的思考力（リーガルマインド）を養うことを目的とする。」で、研究者教員2名と実務家教員である筆者の3名で担当した。

事前に3名で15回の授業計画を確認し主担当となる授業を決めた。また、主担当教員から授業前日までに他の2名に予定している授業内容をメールで伝えることも決めた。

15回の授業の中で、筆者が主担当となって行ったものをとりあげる。

①「第7回 教育基本法規の解釈と検討 行政実務の視点から」

院生は第6回までの授業で教育法規の全体構造や法化現象について研究者教員から講義を受けている。第7回では、行政実務の視点から、「教育委員会制度」と「県費負担教職員制度」について演習を取り入れながら筆者が講義をした。「地方自治法」[14]や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条文（教育委員会制度や県費負担教職員制度に関する条文）を確認し、文部科学省のホームページ[15]や文部科学省パンフレット[16]を参考資料として使用した。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条」の規定により定められた規則の具体例としてC市立学校の管理運営に関する規則を資料として使用した。

②「第10回 教育基本法規の解釈と検討 教員の身分保障、研修、教職員の処分」

第10回では、「教員の身分保障、研修、教職員の処分」について演習を取り入れながら筆者が講義をした。演習として、教職員の身分について「日本国憲法」[17]「地方公務員法」[18]「教育公務員特例法」[19]「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」[20]から、職務上の義務・身分上の義務について「地方公務員法」[21]から、教職員の研修について「教育基本法」[22]「地方公務員法」[23]「教育公務員特例法」[24]から、関係する条文を調べ確認した。演習後、県内教職員の懲戒処分の状況について具体的な事案やデータを示して筆者が講義をした。その際、懲戒処分に関する条例[25]や県教育委員会の基準[26]を資料として使用した。

主担当ではない授業でも、いじめ関連事案の事例演習では、筆者が県教育委員会事務局教職員課勤務時に関わったいじめ事案について自作の資料を配布しコメントをした。また、院生がグループで一つの判決を取り上げ

報告する演習では、パワー・ハラスメントによる損害賠償請求事件 [27] では県教委の実態調査結果 [28] を、就学通知処分取消等請求事件 [29] では副籍制度について [30]、ゴールポスト転倒による児童死亡事故の損害賠償請求事件 [31] では学校における安全管理について [32]、判例の内容に応じて資料を配布しコメントした。

(3) 「生徒指導・教育相談の理論と実践」

この授業は、共通科目で 4 コースすべての院生 26 名が受講した。

授業の目的と概要は、「学校現場における子どもの心理的・発達の問題の基礎理論を考察し、それに基づく対処の方法について、理論的・実践的に検討し理解を深めることを目的とする。一人ひとりの子どもの個性的な人格発達に寄与する生徒指導、教育相談の基本的視点について理解を深め、子どもの内面性の理解に基づく指導や教育相談のあり方、子どもとの関わり方を考察していく。また、実際の事例を取り上げて、ロールプレイなどを通したワークショップ形式で生徒指導、教育相談上の問題や対処法、課題などを参加者とともに実践的に検討する。生徒指導、教育相談上の諸問題に関わる見識と意欲を高めることを目指す。」で、研究者教員 2 名と実務家教員である筆者の 3 名で担当した。

15 回の授業の中で、筆者が主担当となって行ったのは 5 回である。この授業は共通科目で現職教員と学部新卒学生と一緒に学ぶ場となっている。「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 (2013. 10) [4] では、「教職大学院で学修する学部新卒学生と現職教員については、それまでの各々の経験の違いから必要とされる教育内容に違いがあるのではないかと指摘される一方、集団での活動を中心とする授業では、お互いの特性を生かした討議が可能となり、更に現職教員がスクールリーダーの資質として学部新卒学生のメンターとなることには意義があるとの意見もあり、学生や教員の評価は高い。各教職大学院では、学部新卒学生と現職教員がお互いの特性を生かし協働しながら学修していくことができる工夫が求められる。」としている。

そこで、筆者が主担当となった授業では、現職教員と学部新卒学生で行うグループワークを積極的に取り入れた。筆者が主担当となった授業は 5 回であるが、そのうち 4 回でグループワークを取り入れた。

① 「学校における生徒指導体制の実際と課題」

筆者が主担当の最初の授業である。これからの授業で院生に特に意識してほしいこととして、授業で学んだことを知識としてとどめるのではなく学んだ理論を学校現場での実践に活かすこと、現職教員は「後輩を育てる他校の実践に学ぶ」、学部新卒生は「学校現場の実際を知る」ことを話した (図 2)。

その後、筆者の学校現場及び教育行政での生徒指導を中心とした実務経験を紹介しながら、学校における生徒

指導体制の実際と課題について講義した。授業の後半では、現職教員には自校の生徒指導上の課題と自校の生徒指導体制について、学部新卒学生には生徒指導について現職教員に聞きたいことをテーマとしてグループワークを行った (図 3)。

グループワークの前半は現職教員同士、学部新卒学生同士のグループ、グループワークの後半は現職教員と学部新卒学生混合のグループとした。

② 「組織として対応する生徒指導の実際」

筆者の講義の後、授業の後半に、リストカットと虐待の事例 (筆者が創作したもの) を示し、それぞれのケースについて現職教員と学部新卒学生混合でグループワークを行った (図 4)。

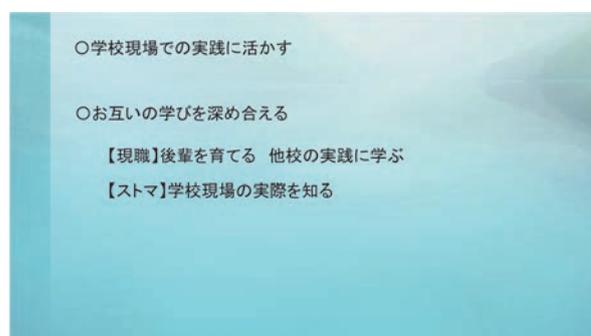


図 2 授業で使用したスライド①

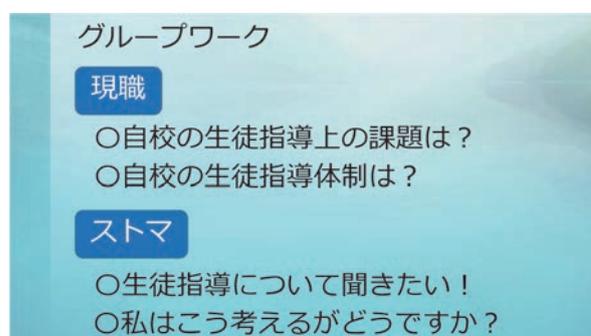


図 3 授業で使用したスライド②

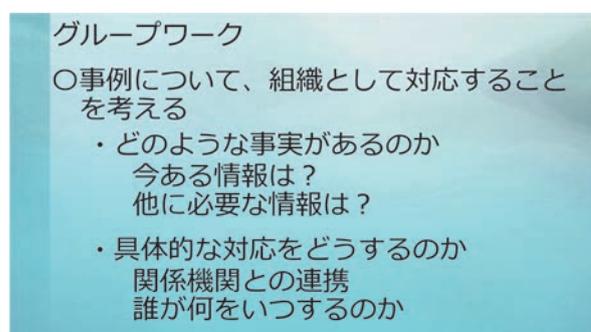


図 4 授業で使用したスライド③

③ 「いじめ問題等の生徒指導上の諸課題への対応方策」
これまでの授業で校則について話題になることが多

く、改定された『生徒指導提要』[33]でも校則の運用・見直しについて書かれていることから、授業の後半に、実際の校則（生活のきまり）について見直してみようというグループワークを行った。事前に現職教員に在籍校の校則を持参するよう連絡をしており、現職教員と学部新卒学生混合のグループで行った。

④「学校における教育相談の実際と課題 (3) チーム学校による生徒指導体制」

筆者が主担当の最後の授業である。授業の後半で、レポート課題について説明した後、レポート課題の内容について意見交流をするグループワークを行った。

レポート課題は、学校経営力開発コースは学校全体で推進するという管理職の視点、教育実践力開発コースは学校の中核となるミドルリーダーとしての視点、授業実践力開発コースは学級担任・教科担任としての視点、ダイバーシティ教育力開発コースは多様な教育的ニーズを抱える子どもたちに関わる専門的な視点で考えるよう指示した(図5)が、グループワークのグループは自由とした。

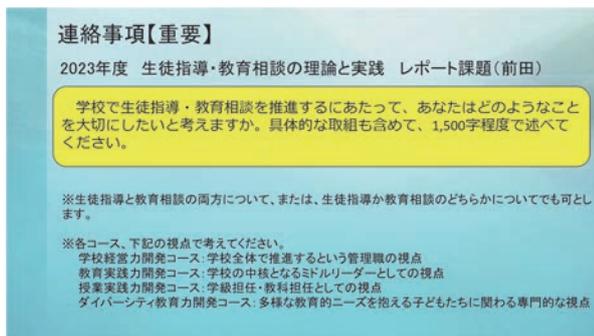


図5 授業で使用したスライド④

4 まとめ

中央教育審議会答申(2006. 7) 参考資料[2]で取りまとめられている「実務家教員の在り方・役割」のうち「実務経験を通じた具体的事例等を基とした内容を展開すること」「研究者教員とともに協働しつつ、全体として実践的内容を意識した教育が展開されること」は筆者が授業を行う上で常に意識していることである。筆者の実務経験の強みは校長等管理職の経験と県教委市教委での教育行政の経験である。できるだけ学校現場での具体的な事例を挙げ、研究者教員の講義の内容と関連付けながら授業を展開した。子どもや教職員の具体的な様子を話したり地域コーディネーター等関係者から聞いた生の声を話したりすることで、院生にとって学校現場での具体的な実践と結びつけるイメージが持てた。また、教育行政で予算編成や懲戒処分等に関わった経験を話すことで、学校現場だけでは経験することがないことについて院生が知ることができた。研究者教員との協働については、事前に研究者教員と授業の内容を確認しておくこと

で、研究者教員の講義内容と関連付けた実務経験を具体的な事例として取り上げたり、主担当の授業でなくても関連したタイムリーな資料を提供したりすることができた。

以下、授業評価アンケートと授業後の振り返りから院生の記述を抜粋したものを挙げる。

* 研究者教員の氏名はアルファベットで表記した。

(1) 「学校組織マネジメント研究」

【授業評価アンケート】

- ・前田先生からは、D先生の理論を校長の立場として使ってみると、このようになると教えていただき、よりD先生からの学びを深めることができました。
- ・実際に経験された先生方のお話を伺えて、具体的な職務のイメージが持てました。
- ・理論、実践それぞれのお立場からの強みでより良い学びができました。

(2) 「教育法規の理論と実践」

【授業評価アンケート】

- ・前田先生は、いじめ事案や教職員の不祥事事案を対応されたときのお話をさせていただき、私の危機意識を高めることができ、とても深い学びとなりました。
- ・3人の先生方がそれぞれお互いの得意分野をいかしておられ、実りの多い授業を受けることができた。
- ・3人の先生とも、連携がよく、よい組み合わせだと感じました。メインで担当されている先生の授業を受けての、残り2人の先生のコメントも、とても勉強になりました。

(3) 「生徒指導・教育相談の理論と実践」

【授業評価アンケート】

- ・現職の先生方と話し合う機会が多くあり、学校現場の実際を知ることができたことが良かった。
- ・授業では、理論と現場の往還が強調されており、特に実務家教員と研究者教員・E先生の双方の視点からの指導は、理論と実践のギャップを埋める助けとなりました。
- ・どうしても理論がメインとなる内容でしたが、グループワーク等で具体的な状況での対応を話し合ったりしながら、実践を見据えた思考を行うことができたのではないかと思います。
- ・実務家教員の中学校での経験と研究者教員・E先生の臨床経験を活かした指導は、教員間の連携の深さを感じさせました。両者の異なる視点からの指導は、多角的な学びを促進しました。
- ・とても良かったと思います。F先生の授業を受けての、前田先生のコメントがとてもよかったです。前田先生は、理論を現場の実践につなげるコメントをしてくださるので、とても勉強になりました。
- ・ペア学習やグループ学習を多くとられており、自分の考えが授業に反映されていくことが多かった。
- ・ストマの方の率直な意見に応えることも大変学びになった。
- ・グループワークは色々な見方ができて面白かった。

・現場に出たことない学部生に「担任の役割で～」と言われてもいまいちピンとこなかった。

【授業後の振り返り】

- ・中学校と小学校で生徒指導の課題も体制も違うので、今回グループで話せてとても参考になりました。また、ストマの方も、生徒指導として子どもとの関わりを持ったことがないピュアな疑問が聞けておもしろかったのと、改めて自分が現場でどの様子を考え行動していたのかをふり返ることができました。(現職教員)
- ・ストマの院生とじっくり話す機会をいただき、自分の今までの実践をふり返るとともに、今後教員をめざす学生や今若手としてがんばっている教員に「教える」ではなく共に考えていく姿勢が大事だと感じた。(現職教員)
- ・自分の持っていた課題を現職の先生方がうけとめ、学校の様子や経験談などもまじえ教えてくださり大変勉強になった。(学部新卒学生)
- ・今日の授業で各校から持参した小学校の決まりを読んで、ストマの方からの疑問に回答する際に強く感じたことがありました。それは私たち教員が知らず知らずの間に自分たちの視点から考えた理由を伝えてしまっているということです。(中略) 子どもたちにとっても納得できる合理的根拠を説明できるかと考えたとき、そうではない決まりが現実にはたくさんあるのだと気付きました。(現職教員)

授業評価アンケートと授業後の振り返りから、筆者が意識して取り組んだ点が受講生にも伝わっていることが窺える。しかし、実務経験を通じた具体的事例の紹介にとどまり、「知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる」[2]にまでは至っていない。また、現職教員と学部新卒学生のグループワークについても、何度も取り入れることで形骸化し、お互いの特性を生かした討議とならなくなることも危惧される。グループワークによってどこまで院生の学びが深められたかの検証も必要である。

今後、筆者自身の実務経験に頼るだけでなく、実務家教員に求められる役割を果たせるよう、筆者自身が「学び続ける教員」として、今後も自己研鑽に励みたい。さらに、「大学と県(市町村)教育行政・学校現場をつなげる」[5]実務家教員として、筆者自身の実務経験を活かしていきたい。

【注】

- [1] 「専門職大学院設置基準」(平成 15 年文部科学省令第 16 号)
- [2] 中央教育審議会答申(2006.7)。「今後の教員養成・免許制度の在り方について」参考資料「1. 教職大学院における「実務家教員」の在り方について」
- [3] 中央教育審議会答申(2012.8)。「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方

策について」

- [4] 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議(2013.10)。「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」
- [5] 佐瀬一生(2014.5)。「教員養成において実務家教員ができること 実務家教員に期待される機能・より力を発揮するためには」『SYNAPSE 教員を育て磨く専門誌 2014.5』教育新社 pp.16～19
- [6] 菊水俊郎(2014.5)。「大学と教育委員会を結ぶ実務家教員の役割 教員養成の高度化に向けて」『SYNAPSE 教員を育て磨く専門誌 2014.5』教育新社 pp.20～23
- [7] 渡辺恵子(2013.3)。「『教員養成の改善に関する調査結果 教員養成等の在り方に関する調査研究(教員養成改善班)報告書』国立教育政策研究所 p36
- [8] 中央教育審議会(2004.12)。「学校の組織運営の在り方について(作業部会の審議のまとめ)」
- [9] 中央教育審議会答申(2015.12)。「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」中央教育審議会答申(2016.12)。「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」
- [10] 滋賀県教育委員会(2023.4)。「令和 5 年度学校を核とした地域力強化プラン」
- [11] 中央教育審議会答申(2015.12)。「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- [12] 滋賀県公立小中学校事務研究協議会研究部「滋賀県公立小中学校事務職員を取り巻く環境の変遷について」
- [13] A 中学校の学校ホームページで公開されている
- [14] 地方自治法第 180 条の 5「委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等」
地方自治法第 180 条の 8「教育委員会の職務権限等」
- [15] 文部科学省「教育委員会制度について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm
文部科学省「県費負担教職員制度について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyuyo/1394392.htm
- [16] 文部科学省「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」
- [17] 日本国憲法第 15 条「公務員の本質」
- [18] 地方公務員法第 2 条「この法律の効力」
地方公務員法第 27 条「分限及び懲戒の基準」
地方公務員法第 28 条「降任、免職、退職等」
- [19] 教育公務員特例法第 1 条「この法律の趣旨」
教育公務員特例法第 2 条「定義」

- [20] 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
37条「任命権者」
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
43条「服務の監督」
- [21] 地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務
上の命令に従う義務」
地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」
地方公務員法第34条「秘密を守る義務」
地方公務員法第35条「職務に専念する義務」
地方公務員法第36条「政治的行為の制限」
地方公務員法第37条「争議行為等の禁止」
地方公務員法第38条「営利企業への従事等の
制限」
- [22] 教育基本法第9条「教員」
- [23] 地方公務員法第39条「研修」
- [24] 教育公務員特例法第21条「研修」
教育公務員特例法第22条「研修の機会」
教育公務員特例法第22条の5「研修等に関する
記録」
教育公務員特例法第22条の6「資質の向上に
関する指導助言等」
- [25] 「滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限お
よび懲戒に関する条例」
昭和31年12月25日 滋賀県条例第55号
- [26] 「滋賀県公立学校教職員の懲戒処分の基準」
令和4年4月1日 滋賀県教育委員会
- [27] 甲府地裁判決平成30年11月13日
- [28] 「教職員におけるハラスメントに関する実態調
査の集計結果について」教育・文化スポーツ常
任委員会資料2 令和3年（2021年）2月10
日 教育委員会事務局教職員課
- [29] 横浜地裁判決令和2年3月18日
- [30] 「副籍（副次的な学籍）実施要項」滋賀県教育
委員会事務局 特別支援教育課
「一人ひとりが輝く副籍制度～共生社会の実現
を目指して～」滋賀県教育委員会事務局 特別
支援教育課
- [31] 福岡地裁久留米支部判決令和4年6月24日
- [32] 文部科学省「学校安全資料『生きる力』をはぐ
くむ学校での安全教育」p55, pp.67～69
- [33] 文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月